

茨城県地域防災計画改定委員会
原子力災害対策検討部会議事録

日 時：平成 29 年 12 月 27 日(水) 13：00～14：45
場 所：茨城県産業会館 大会議室

○司会

それでは、開会の前に、本日の資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は3点ございます。まず、A4判の縦左上綴じの次第と書かれたもの、ここには、次第、名簿、座席表が綴られてございます。2点目が、A4判の横左上綴じの地域防災計画に係る改定案についてという3枚の資料でございます。最後に、もう1点がA3判の大きめの資料になりますが、地域防災計画案の新旧対照表になってございます。

当検討部会は公開とした上で、発言内容は議事録として残すこととなっております。よろしくお願いいたします。

それでは、委員の皆様もお揃いになりましたので、ただいまから茨城県地域防災計画改定委員会原子力災害対策検討部会を開催いたします。

私は、本日の司会を務めさせていただきます茨城県生活環境部防災・危機管理局原子力安全対策課の高橋と申します。よろしくお願いいたします。

では、まず、開会に当たりまして、茨城県生活環境部防災・危機管理局長の高橋からご挨拶を申し上げます。

○県防災・危機管理局長

茨城県生活環境部防災・危機管理局長の高橋でございます。開催に当たりまして、一言、ご挨拶をさせていただきます。

委員の皆様方におかれましては、日頃から茨城県の原子力安全行政の推進につきまして格別のご理解とご協力を賜っておりますことに対しまして、改めて深く御礼を申し上げます。

また、本日は、年末の大変お忙しい中、当検討部会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

当検討部会は平成27年2月以来での開催となりますが、本県では、同じ年の3月に委員の皆様にご審議をいただいた県の広域避難計画を策定させていただきまして、原子力防災体制の充実強化を図ってきたところでございます。

ご案内のとおり、本県の人口は約300万人弱でございますが、その中で東海第二発電所から30キロ圏内に約96万人が居住しておりまして、そのうちの約56万人が栃木県、千葉県など5つの県に避難する予定となっております。現在、各県のご協力をいただきながら、市町村間での個別協議が進められているところでございます。

また、原子力災害対策重点区域の14の市町村におきましても、広域避難計画の策定を目指しまして鋭意検討が進められているところでございます。

本日は、県地域防災計画の改定案のご審議を予定しておりますが、具体的には、実用発電用原子炉施設以外の原子力施設におきます原子力災害対策重点区域の変更、緊急時モニタリング計画の策定に伴う変更や、緊急被ばく医療マニュアルの改正に伴う変更、そしてオフサイトセンターや茨城県災害対策本部に係る代替施設の指定などの所要の見直しとなります。

委員の皆様からのご意見を踏まえまして改定案を修正し、来年3月の県防災会議におきまして改定したいと考えておりますので、忌憚のないご意見を賜れば幸いです。

簡単ではございますが、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会

続きまして、当検討部会の藤城部会長にご挨拶をお願いいたします。

○藤城部会長

検討部会長を仰せつかっております藤城でございます。よろしくをお願いいたします。

今、局長からご案内のとおり、前回の検討部会は平成 27 年の 2 月でございますから、ほぼ 3 年ぶりの開会でございますが、年末の忙しい時期にお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

さて、本県をめぐる原子力関連の状況をみますと、皆さんもうご存じのとおり、先月末でございますか、日本原子力発電東海第二発電所で、沸騰水型としては全国で最初となる運転延長申請をしたという状況がございまして、これは運転開始後 40 年を経過しようとしている適合性審査申請が、我が県はもちろん、全国的にも注目されているところでございます。

一方で、6 月でございますが、日本原子力研究開発機構の大洗研究開発センターでトラブルがございまして、管理区域の中でございますが、放射性物質が飛散して作業員が内部被ばくしたということがありまして、東京電力福島第一原子力発電所の事故から 6 年経過して、その状況の中でも原子力については、安全性に対する不安がまだ依然として続いている中、このようなトラブルが起きますと事業所に対しての県民の信頼がどうしても薄れるところになってしまいますし、我々としては、十分それに心して、防災対策、あるいは防災に対する意識改革などをさらに高めなければならないと感じているところでございます。

本日の部会は、地域防災計画の改定でございます。先ほど、局長からお話がありましたように、非常に多岐にわたる、基本的なところは以前と変わらないとは思いますが、細部に当たってはかなりいろいろな変更がございまして、議事進行についてはよろしくご協力のほどをお願いいたします。

○司会

ありがとうございました。

それでは、ここからの進行につきましては、藤城部会長をお願いいたします。

○藤城部会長

それでは、議事進行を務めさせていただきます。

議題は、改めて申し上げるまでもありませんが、茨城県地域防災計画の改定案の検討でございます。

その案については、ここに新旧対照表という形で配られておりますが、そのまとめた「改定案について」という資料が A 4 でございますが、これに 6 項目ほどございます。その 1 項目ごとに検討を進めるような形で進めさせていただきますので、これについての説明を事務局のほうからよろしくお願ひします。

○事務局

原子力安全対策課の山崎と申します。本日は説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

説明につきましては、3 枚ペーパーの改定案を主に用いながら説明させていただいて、適宜、新旧対照表も参照いただこうと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、着座にて説明させていただきますので、ご了承願ひします。

3枚ペーパーをご覧いただきまして、左に改定案の概要、右に改定の理由というふうに分けてございます。

まず、①の実用発電用原子炉施設、茨城県の場合には東海第二発電所が該当いたしますが、それ以外の原子力施設における原子力災害対策重点区域の範囲の変更でございます。

改定の理由をご覧いただきまして、1つ目の○でございます。

原子力災害対策指針の改正によりまして、実用発電用原子炉施設以外の原子力施設における原子力災害対策重点区域の範囲の目安が示されましたので、それに伴って地域防災計画を改定しようというものでございます。

具体的な重点区域の範囲ということで、そこに4つのぼつで書かせていただきましたが、まず、試験用研究炉につきましては、熱出力の最大値に応じた距離でUPZを設定するというので、このくらいの熱出力であればこのくらいの距離ということが指針に具体的に規定されております。

再処理施設につきましては、指針で概ね5キロでUPZを設定すると規定されております。

ウラン加工施設につきましては、核燃料物質の取扱量の最大値に応じた距離でUPZを設定するようになってございます。

4つ目のぼつでございますが、熱出力の最大値が2MW以下の試験用研究炉、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設、そして使用施設などについては、重点区域の設定を要しないということにされました。

では、それを踏まえて改定案でございますが、左の改定案のところには3つの施設を挙げておりますが、ここで新旧対照表の9ページをご覧いただきたいと思っております。

改定前、改定後ということで表がございますが、まず、表がどういったつくりになっているかを説明させていただきますと、改定前の表の下の注3)を見ていただきますと、同一原子力事業所において、複数の施設がある場合には、各々の施設の原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲のうち、最大の範囲を記載してあるということで、上の表のちょうど真ん中辺に範囲がございますが、ここに1,500m、100m、500mというふうに記載してございますが、これは、その事業所における施設のうち、最大の区域を記載してある表でございます。

今度は、改定後の表のつくりをご説明させていただきます。

先ほどの改定の概要のところでご説明させていただきましたが、熱出力の最大値は2MW以下の試験用研究炉であるとか、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設、使用施設などは重点区域の設定を要しないということにされましたので、本県の場合、重点区域を設定する必要がある原子力施設につきましては、改定後の表に記載してございます全部で9つの原子力施設が重点区域を設定することになっております。従いまして、改定前はその事業所にある施設の最大の重点区域を記載してございましたが、改定後は、重点区域を設定する原子力施設全てが挙げてあるという表のつくりになってございます。

改定後の距離につきましては、指針で規定された重点区域の目安をそのまま採用した上で規定をさせていただきます。

次に、改定の理由の2つ目の○をご覧いただきたいと思っております。

指針の改正によりまして、実用発電用原子炉施設以外の原子力施設の防護措置の考え方が示されました。その防護措置の考え方といいますのは、原子力発電所のUPZの防護措置の考え方と基本的に同様ということで示されてございます。

今度は新旧対照表の58ページをご覧いただきたいと思っております。

指針の改正によりまして、防護措置の考え方が、実用発電用原子炉とそれ以外の原子力施設のUPZの防護措置の考え方は基本的に同じだということが示されましたので、今回、地域防災計画を改定

するに当たりましては、3枚ペーパーの改定案の概要のところに書いてありますように、既に東海第二発電所の災害に備えた県の広域避難計画が定めてございますが、ここに規定してある避難・屋内待避等の考え方と同じものをこちらの地域防災計画に盛り込みたいということで、58ページの改定後の内容のところに同様の内容を記載していただいております。

①の改定案の概要につきましては、以上でございます。

○藤城部会長

どうもありがとうございました。

まず、ここまでのところで、皆さんのご質問、ご意見を受けたと思います。

○福長委員

地域防災計画の原子力災害対策計画編の変更はわかりましたが、例えば、これに伴って、総括的に言うと、県広域避難計画のほうは何らかの変更がなされるようなことになるのでしょうか。つまり、原子力災害対策指針の改正によって、実用発電用原子炉の防護措置の考え方をそれ以外のものについても流用して、ここにUPZの考え方を記しているわけですが、県広域避難計画のほうはそれに伴って何らかの変更があるのか、それとも同一の考え方だから、あまり変更を加えないのかどうか、その辺のところについてお聞かせ願えればと思います。

○藤城部会長

事務局からよろしくお願いします。

○事務局

県広域避難計画は、国の防災基本計画に基づきまして、実用発電用原子炉のための避難計画ということで定めてございます。従いまして、それ以外の原子力施設の考え方につきましては、県広域的避難計画には盛り込まない考えでございます。

○藤城部会長

基本的には、発電用原子炉施設ベースでつくっておけば、多分、これに対する対応も果たせるという判断でよろしいのですね。他にいかがでしょうか。内容としては、防災指針の改定をそのままこの地域の施設に対して当てはめたところであるわけですが。

○野口委員

どうもありがとうございました。

県地域防災計画の計画編自体の変更に関しては、基本的に国の定まった事項を反映したということなので、特にどうこうということはないのですが、ただ、さっき福長委員がおっしゃったように、計画の一部を変えると、ほかのいろいろなところに影響が出てくるのです。そこを計画でこう変えました、計画はいいですよということ言っているのかというのが今ちょっと悩んでいて、計画編自体から見ると、まあそういうことだろうと思うのですが、実際に茨城県の防災の実効性を考えたときに、これに伴って、基本的なことをお伺いすると、災害対策計画編があるのですが、計画編以外にはどういものが追随するのか。原子力災害対策計画編があるのですが、例えば、実行編とか詳細編とか何

かあるのですか。

○事務局

そういったものはございません。

○野口委員

そうすると、計画の段階でこの部分を変えましたと、その変えたこと自体は問題なくても、それはさっき福長委員がおっしゃったように、いろいろなところへの波及の整合性を検討した上でないと、実はここだけの議論ではすまない気がするのです。だから、そういう意味でこの点を変えるということ自体はよいのですけれども、変えるということに関しては特に異論はないのですが、これで十分ですかと言われると、あまりにもほかのところを検討していないで、ここだけでは何とも言えないというのが現状なのですけど。

○藤城部会長

確かにおっしゃるとおりで、先ほど私がまとめて発言してしまったのですが、要するに、UPZとしての位置付けがそれぞれの施設について出てきているわけです。それは実際に、詳細な具体的な計画を検討してみたところ、この辺が違ってきますよというのではないかどうかという、その辺の確認ですよね。

○野口委員

はい。

○事務局

それでは、私のほうからお答えさせていただきますと、今、委員がおっしゃるように、この計画以外に、例えば、この後に出てきます緊急被ばく医療マニュアルとか、あるいは緊急時モニタリング計画、実施要領、それから避難退域時検査の実施計画、野村委員にお世話になっていますが、そういった実施計画との整合を図った上で載せさせていただいています。

さらに、この後、それぞれの市町村においては、国の防災基本計画と私どもの地域防災計画を踏まえる形で市町村の地域防災計画の改定が多分予定されると思います。

さらには、今日、内閣府で見えておりますが、東海第二地域全体のエリアで緊急時対応の具体化を目指そうということで、今、市町村を交えて議論しておりますので、実効性の点では、そこで広く議論していくといった考え方を持っております。

○野口委員

ありがとうございました。

原子力防災に関する地域防災計画が、計画をつくりましたという段階ではとても間に合わないので、本当に変えた1個1個が実行できる時の問題は何か、そのときの課題は何で、それはいつまでに、どう解決しようとしているか、ちょっと議論としてはもたないなと思っていまして、本日はこの計画に関する議論が主ですので、一応そういうことが必要だという意見として申し上げておきます。

そういう計画の実行段階での課題とか実効性に関しても、ぜひ検証されることを強く要望しておき

ます。

○藤城部会長

ありがとうございました。

本日の議論は、基本的なところについての計画の枠組みの議論でありますので、実際の実施段階においては、今、野口委員がおっしゃるような検討が不可欠だと思いますので、その辺はここで出た意見という形で反映をよろしく願いいたします。

○事務局

委員のご指摘を踏まえまして、実効性の確保に努めてまいります。

○藤城部会長

他にはいかがですか。

○藤原委員

別の議論に入る前に、3年間この会議も開かれていなくて、前回の3年前に広域避難計画がまとめられるに当たって先送りされてしまったものとして私が記憶しているのが、自然災害に起因した複合災害としての原子力災害に対して、具体的な災害シナリオに基づいた避難計画とか、あるいはその対応をどうするのかというのが3年間で何らかの議論がその後進んでいたのかどうか、そのあたりが気になっているのと、私も茨城県さんの仕事を幾つかお手伝いしていて、先週と今週で原子力の関連委員会はこれが4つ目で、いろいろなところの縦割りの話を聞いていて、それらがどういうふうに全体として総合するのか。特に、最近、起こっている課題としては、東海第二原発の延長申請が出されている中で、昨日も安全対策委員会では安全性の向上についての議論も行われている。

私自身は、リスク評価に基づいた合理的な災害の対策を進めるための研究とかを研究所ではやっているのですが、そうした場合には、一つ一つの事象について具体的な災害シナリオをつくって、それに対するリスク評価を行った上でそのリスクが安全対策によってどこまで軽減できるのか。軽減されたリスクが受けられるのかどうかといった総合的な判断をもっていろいろなことを最後に意思決定していく。それをそれぞれの委員会なり専門家の意見で議論したものを県が取りまとめていくというプロセスが必要だと思うのですが、それに対して、原子力災害対策計画編が十分足りるものになっているのかどうか。例えば、地震や津波の自然災害の対策であれば、被害想定をして、その被害がどのくらい皆さんに影響を及ぼして、それをどこまで軽減するための対策が具体的に必要なのか、割と身近な形で議論が進んでいるのです。

それと比べると、原子力災害対策計画編をばっと見ても、具体的なイメージがなくて、どの程度のリスクが本当にあって、対策によってどこが軽減するのか、そういったものが見えない感じがするのです。県としては、そこをこれからどういったタイムスケジュールで具体的に検討する予定があるのかどうか、あるいは、この3年間で何らかの進展があったのかどうかということをお教えいただければと思います。

○藤城部会長

事務局のほうで、その辺の進展がもしあればお願いします。

○事務局

それでは、東海第二発電所の災害に備えた広域避難計画の進捗状況でございますが、これまで、県では避難先が隣接5県にまたがるということで、隣接5県とその市町村との調整に時間を要しておりました。現段階でかなり市町村間の協議が進んで、避難先市町村が確定しつつありますが、まだ完全に確定した状況ではございません。もうちょっと時間がかかるかなという状況でございます。

そういった中で、委員からご指摘のありました複合災害の検討に具体的に踏み切れていない状況でございます。今、複合災害の件で検討が始まったのは、第1の避難先が使えない場合に、第2の避難先としてどこを確保すべきなのかというお願いを周辺の県に始まったという段階でございます。

市町村における避難計画の策定は、今年度中に幾つかできてくるという見込みではございますが、あくまでも避難先であるとか、そういった基本的な事項を定めた避難計画という段階でございます。

従いまして、今、委員からご指摘のありました複合災害等を見据えた実効性あるシミュレーションなども踏まえた計画にするためには、次の第2段階として取り組んでいかなければいけないということで、今、国、県、市町村でつくっており、国が事務局になっております東海第二地域原子力防災協議会作業部会がございまして、そういった場を活用しながら、次の段階の複合災害の対応について議論したいと思っておりますが、まだ具体的な検討に入っていない状況でございます。

○藤城部会長

ありがとうございます。

避難計画の検討は進行中だと思うのですが、今の藤原委員のご指摘は非常に大事なので、ぜひともこれからも意識しつつお願いします。

○藤原委員

よろしくお願いします。

国の原子力規制委員会では、新規制基準に基づいた適合性審査が行われていますが、そこでは地域防災計画が担当している災害対応の部分は外れてしまっていて、やるとすると県で全体を見るということをやるとはやっぱりやらないと隙間が空いてしまうような状況になっているのではないかと危惧しておりますので、よろしくお願いします。

○野口委員

全体の話で、私はこれを最後にしますが、先ほどの藤原委員がおっしゃった複合災害もなのですが、私は原子力防災で気になっているのは、往々にして原子力防災に関する不確かさ、リスクみたいなものは、今まで事業者が本当に事故の発生を抑えられるかどうかということが非常に注目されてそこに議論が集中してきたのですが、いざ原子力防災となると実際に事故が発生したときに、本当に県が考えている地域防災計画とか避難計画等がちゃんと確実にやっっていけるかというところのリスクの問題がいつも後回しになるのです。

避難にしても地方自治体としては、避難先をちゃんと契約するのはとても大事で、そこをちゃんとやっていただいていると認識していますが、ただ、避難先が決まれば避難できるわけではなくて、逃げ出すとか避難する過程においても実はいろいろなことが考えられるので、そういうところを本当に押さえていかないといけない。だから順番からすると、とにかく何かあったら住民の方は避難先がど

うであろうと、とにかく逃げるということをやらなければいけないわけで、そこが短時間に本当に必要な移動ができるかというようなことも並行していかないと、何となくまずこれをやって、これができたらその次にというやり方をやっている、と、どんどん時間がたってしまうような気がします。

県も、原子力防災に関して、マンパワー等も限られていることは十分承知していますので、あれもこれもと無理なことが言えないのはよくわかっているのですが、少なくともマイルストーンをちゃんと書いて、いつまでに、何を詰めていくかということをしちゃんと明示していただいて、それが本当にその順番でいかどうかということも含めて検討していただきたいというのをお願いします。

○藤城部会長

ありがとうございました。

全般的なこれからの対応へのコメントだと思いますので。

○事務局

ご指摘を踏まえて対応してまいりますので、よろしくお願いたします。

○藤城部会長

よろしいでしょうか。まずはこの重点区域についての議論は、それ以外のところについても議論がありましたので、少し先に進めてからまた最後にでも全体的なコメントがあればいただくようなことにしようと思います。

それでは、2番目のオフサイトセンター及び県災害対策本部の代替施設の規定の追加についての説明をお願いします。

○事務局

それでは、3枚ペーパーの②でございしますが、オフサイトセンター及び県災害対策本部の代替施設の規定の追加でございします。

改定の理由のところを書いてございますように、オフサイトセンターの代替施設につきましては、既に内閣府のほうで2つ指定をしております。具体的には、左の欄に書いてありますように、オフサイトセンターが使用できない場合には、つくば国際会議場、又は笠間市にございしますが県教育研修センターに移転するというようにしております。

改定の理由の○の2つ目でございしますが、県の災害対策本部の代替施設につきましては、現在の規定では、これは原子力災害対策計画編ではなくて地震編のほうに書いてあり、原子力災害時にも適用になる代替施設でございしますが、水戸市大町にある茨城県公館が代替施設になってございします。しかし、UPZの中にある公館でございしますので、UPZ圏外に位置する代替施設が必要だということで、今回、つくば国際会議場を代替施設としたいと考えておまして、左にありますように、ぽつの2つ目でございしますが、県庁舎が使用できない場合には、県災害対策本部はつくば国際会議場に移転する旨の規定を入れたいと考えてございします。

次に、改定の概要のところを参考で、各施設の東海第二原発までの距離が書いてございしますが、オフサイトセンターは11 km、県庁は20 km、つくば国際会議場は62 km、県教育研修センターは31 kmといった距離にございします。

続きまして、改定の理由の○の3つ目でございしますが、防災基本計画の改正等によりまして、オフ

サイトセンターや関係機関の役割が見直されたことに伴う改定でございます。

これは、新旧対照表の 36 ページをご覧くださいと思います。

こちらに施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針の作成という規定を追加いたしました。これは、県が国と協力して、施設敷地緊急事態に至った場合の防護措置の実施方針をあらかじめ作成しておくといった規定です。

続きまして、4 ページ後の 40 ページをご覧くださいと思います。

同様に、全面緊急事態に至った場合の防護措置の実施方針も、県が国など関係機関と協力してあらかじめつくっておくといった文言を追加いたしました。これが 3 枚ペーパーの改定案の概要にあります 1 つ目のぼつでございます。

2 つ目のぼつに、国、県、市町村、事業者等の関係機関は、オフサイトセンターにおいて、住民がとるべき行動の基本的指針の検討・協議を行うと書いております。

これは新旧対照表の 14 ページをご覧くださいと思います。

改定前の赤字のところを見ていただきますと、今申しました内容と同じようなことが記載されてはおりますが、防災基本計画の改正があり、オフサイトセンターと関係機関の役割が見直されたことに伴いまして、改定後のところに記載されてありますように、文言を整理・集約をいたしました。そういったことで、オフサイトセンターと関係機関の役割の見直しを図った規定を入れたものでございます。

②の説明は、以上でございます。

○藤城部会長

ありがとうございます。

それでは、②の項目についてのご質問、あるいはご意見、よろしく願いいたします。

○事務局

代替オフサイトセンターにつきましては、昨年、全国の原子力発電所からそれぞれ 2 カ所ということで内閣府のほうで同時期に定めてございます。また、県の災害対策本部の関係で言いますと、30 キロ圏内に県庁舎があるのは本県と島根県の 2 カ所でございます。ちなみに島根県の場合には、出雲合同庁舎という出先機関を代替施設として指定をされているといった状況でございます。

以上でございます。

○藤城部会長

野村委員どうぞ。

○野村委員

ありがとうございます。

オフサイトセンターについては、福島第一原発事故を踏まえて、オフサイトセンターに持たせるべき機能の見直しを図られたはずなのです。今回、茨城県の場合は特殊な事情があつて、代替施設を UPZ の外に置かれるということで、これはそのとおりだと思いますが、入れ物を単に移すというだけではなくて、オフサイトセンターに求められている機能は何なのか。これは福島事故の後に変わったはずなので、施設設備を含めてそういったものの準備について、機能に合ったものをきちんと整備し

ていかれるということを希望します。

○藤城部会長

今のオフサイトセンターの機能について、具体的に何かありますか。

○事務局

現在、内閣府のほうで、いざというときに通信環境が必要でございますので、通信環境の整備をこの2つの代替施設において行う、あるいは行う予定としております。

もう一つは、この2つの施設で万が一外部電源が絶たれた場合に備えて、非常用電源の設備の増強を図っております。つくば国際会議場におきましては、外部電源車を接続できる機能が既にありますのでその工事はしておりませんが、教育研修センターの非常時の電源設備が日数的にもたないということがありまして、概ね3日もつように今、燃料タンクの増設工事を実施しているところでございます。

以上でございます。

○事務局

スペース的にも機能的にも、今日も見えていますが原子力規制庁の東海大洗規制事務所とも打ち合わせをしながら現場確認をして、必要なスペース、機能の不足するものについては追加といった形で対応しているところでございます。

○藤城部会長

基本的には、代替施設についても今の最先端に近い機能が期待できるということですか。

○事務局

はい。オフサイトセンターで本来必要とする資機材などもあるわけでございますが、こちらは内閣府に確認しましたところ、土浦市内の民間業者の倉庫にそういった資機材がストックしてあって、茨城県だけではなくて他の原発においてもオフサイトセンターが移動しなければいけないときには、土浦市内の民間業者の倉庫からそちらのほうに持っていくシステムになっていると伺っております。

○藤城部会長

野村委員、よろしいでしょうか。

○野村委員

はい。

○藤城部会長

他にはいかがですか。

○野口委員

まず、オフサイトセンターの代替施設をちゃんと準備されているということは大変結構だと思って、

ぜひ進めていただきたいと思います。このことに関して2点検討していただきたいと思います。1点はオフサイトセンターが移転をしなくてはいけない状況になるということは、オフサイトセンター近隣の地域が同じような状況になっているということなのです。従って、地域防災計画の中にそういう前提もちゃんと含めた計画にしておかないと、オフサイトセンターの位置だけ変えて、あとは同じようにやりますというのはとても通用しないので、ある一つのことが変わったときにほかがどうなるかということの計画も含め、実効性も含めてその連動をちゃんとしておいてくださいということが1点。

2点目は、オフサイトセンターを2つにするということは、最初のものがだめなので代替施設に行くという場合と、最初のオフサイトセンターで活動していたのだけれども、途中でだめになって移転するという場合があって、場合によって移動の仕方、実効性、有効性とか、その間の防災の継続性みたいな話が非常に問題になるのです。そういうことを考えると、例えば訓練においてもそういう状況を踏まえた訓練計画を県としては入れざるを得ない状況になるわけで、そうすると年に数回の訓練の中で、いろいろなパターンを組み分けてどうするかということを中心にちゃんとやっていかないと、毎年毎年の計画を単年度ごとに立てていくと、今年もやらなかった、来年もやらなかったという格好で、結局、3年経って4年経ってもそういう訓練を1回もやっていないということになりかねないです。

そうすると、いろいろな不確定性があるときは、4～5年ぐらいの範疇で防災訓練を立てて、県として本当にやるべきことを、いつ、どういう格好でチェックしていくかということもぜひ検討していただきたい。この2つがないと、第2のオフサイトセンターをつくってハードだけ整備しても有効ではないので、そこはぜひ検討をお願いします。

○事務局

オフサイトセンターの実際の災害時の運用は、オフサイトセンターに常駐しております原子力規制庁の原子力防災専門官が担当しておりますので、今のご指摘を踏まえて、その辺をよく相談させていただいて、対応をさせていただこうと思います。

○事務局

加えまして、先ほど、私、ほかの県の例を申し上げましたが、代替オフサイトセンターではなくて県災害対策本部のほうでございまして、島根県庁では、既に出雲合同庁舎のほうに県災害対策本部を移すといった訓練も実施してきております。私どもの職員もそれを見学に行っておりまして、今、委員がおっしゃったように、訓練はいろいろなことを盛り込んで計画的にやっていくべきだと思っております。私ども、今、部分、部分ではやっておりますが、トータル的なことについても、次年度以降、計画的に実施していきたいと考えておりますので、引き続きご指導をお願い申し上げます。

○藤城部会長

どうもありがとうございました。他にいかがですか。

○福長委員

ご質問なのですが、関係機関の役割見直しのところで、県は、国等と協力し、施設敷地緊急事態や全面緊急事態における防護措置の実施方針を作成するとあります。これは既に、EALだとかOILによって防護措置というのは基本的な方針は決められているわけで、この文言は具体的にどういうこ

とを指しているのかということをお教えいただければと思うのですが。

○事務局

例えば、施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針ですと、施設敷地緊急事態のときに、PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者が避難するわけですが、それが具体的にどこの市町村に何人いるのかとか、そういった具体的な数値まで盛り込んだ方針をつくるというものでございます。

○福長委員

わかりました。そういう実態的な運用面について協議して方針を作成することですが、これはいつの段階で、つまり警戒事態からやるのか、それとも10条通報が出て施設敷地緊急事態になったときに議論をするのか、その辺はどうですか。

○事務局

施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針につきましては、警戒事態の段階で県のほうで作成を始めます。施設敷地緊急事態になったときには、この方針でどうだろうというものが出せるように準備をいたします。

○福長委員

ということは、警戒事態のときには、県としては警戒本部のときからそれを検討することになるわけですね。

○事務局

ご指摘のとおりでございます。

○福長委員

わかりました。

○藤城部会長

よろしいでしょうか。他にはいかがですか。

○山田委員

これは防災基本計画の改正等によって連動して改定するのですが、オフサイトセンターのところの役割といいますか機能のところは、従来、改定前はかなり細かく書いてあって、さらに図1とか図2まで示してかなりわかりやすかったのですが、これは2行ぐらいの言葉で全部集約されてしまって、あまりにも記述が簡略化しすぎているような気がするのですが、これは、結局、緊急時モニタリングも被ばく医療も、別途、別途ということで、ここに書かれているのも別、別となっていくと、実態に近いものは別なほうに追いやられているので、そうするとこれを見ても何もわからないという話になりかねないのですが、これはもともとの国の改正に連動してしまうので、県独自でなかなかできないところがあるのですが、これは誰に読んでもらうとか、誰に理解してもらおうというときには、計画づくりとしてはいかがなものかなと思うのですけどね。

○藤城部会長

今のご指摘についていかがですか。

○事務局

今のご指摘は、オフサイトセンターがいざというときにどういった役割を果たしていくのかというわかりやすい記述がなくなってしまったのでわかりづらいというご指摘だと思いますので、図1，図2の同じような作り方かどうかはともかく、オフサイトセンターの役割がわかりやすいものを入れることで検討させていただこうと思います。

○藤城部会長

そうですね。その辺、検討して記述を入れると計画としてはわかりやすくなるなと思います。

○事務局

加えまして、この他に参考資料編というのが実はございまして、これもしばらく改定していないのです。これについて、計画の見直しを踏まえまして、次年度、詳細版ではありますが、先ほどご指摘にあった関連する項目の修正とかございますので、それらを改定する作業をこの後続けたいと思っております。

○藤城部会長

よろしいでしょうか。これはそういうような格好でいくということであります。

それでは、時間もおしていますから、③の項目に移りたいと思います。

統合原子力防災ネットワークシステムに係る記載の適正化について、説明願います。

○事務局

それでは、③についてご説明をさせていただきます。

新旧対照表の20ページをご覧くださいと思います。

従来から、県のほうで国などと共同で原子力防災情報ネットワークを整備しておりましたが、これにつきましては、改定の理由の1つ目の○のところにございますように、名前は左のほうに書いてありますが、統合原子力防災ネットワークシステムに変わったということが一つございます。

もう一つは、改定の理由の○の2つ目にございますが、従来、ネットワークシステムは、原子力災害時の情報発信、住民への情報発信用のサーバを持っておりまして、こちらのサーバが県のホームページにリンクした上で情報発信・広報をするというようなシステムになっておりました。しかし、県のホームページで、外部サーバの使用はセキュリティの観点上、問題があるというご指摘を受けまして、かつ、その後、県のホームページのシステムの改良によって、いざというときにアクセスが集中しても、サーバをダウンするおそれなくなったということがございましたので、独自のサーバは廃止して、県ホームページのサーバを利用して原子力災害時の情報発信をすることにしてございます。

こういったことを踏まえて、新旧対照表の20ページに書いてあるような改定をしようというものでございます。

以上でございます。

○藤城部会長

ありがとうございました。

ネットワークシステムの実際の変更ということです。何かご質問、あるいはご意見がございましたら。

○藤原委員

システムの運用に関するものなのですが、例えば、先ほどの県の災害対策本部がつくばに移転するような事態になったときに、県からの情報発信としての県のウェブサイトの維持管理とかというものは可能な状況で運営がされているのかどうかとか、そのあたりはどうなのですかね。

○事務局

申しわけありません、それは確認しておりませんが、恐らくはちょっと難しい状況だろうと思いますので、今の指摘を踏まえて、ホームページの担当課とも相談をさせていただこうと思います。

○事務局

補足させていただきますと、業務継続計画に関わる問題だと思うのです。その点について私どもはちょっと遅れておりまして、今、藤原委員からご指摘のあったいわゆる災害時に施設が移転したときに、ではどの業務を優先でやるのか、それも含めて検討を進めなければならない、まだその段階でございまして、その中で今のご指摘についてももちろん重要な事項でありますので取り組んでまいりたいと考えております。

○藤城部会長

よろしくお願いたします。いかがでしょうか。

これはネットワークシステムに対応した記述の変更なので、運用ベースでのお話になると思うのですが、よろしいでしょうか。

それでは、次に、緊急時モニタリング計画の策定に伴う改定について、よろしくお願いたします。

○事務局

それでは、④についてご説明させていただきます。

3枚ペーパーの改定の理由のところをご覧いただきたいと思います。

○の1つ目でございます。原子力災害対策指針の改正によりまして、緊急時モニタリングにおける関係機関の役割が見直されました。これを踏まえまして、県のほうで今年の3月に緊急時モニタリング計画を策定いたしましたので、その内容を地域防災計画のほうに反映しようというものでございます。

指針で見直された役割は、ぼつが3つ書いてございますが、国が緊急時モニタリングセンターを設置してモニタリングを統括する。地方公共団体は、あらかじめそういった場合に備えて緊急時モニタリング計画を作成しておく。原子力事業所は、いざというときの緊急時モニタリングに協力する。こういった内容が指針に規定されているところでございます。

これを踏まえまして、地域防災計画では左にありますように、 $0.5 \mu\text{Sv/h}$ 以上 $5 \mu\text{Sv/h}$ 未満の放射

線量が検出された場合を含めて警戒事態を合わせて警戒事態等と呼んでおりますが、警戒事態等のときには、県は環境放射線監視センターにモニタリング班を設置して、県と原子力事業者でモニタリングを実施する。

2つ目のぼつでございますが、施設敷地緊急事態には、国は緊急時モニタリングセンターを設置して、国、県、原子力事業者、また指定公共機関などで構成してモニタリングを行うというものでございます。

今申し上げました内容は、現在の計画でも記載してございますが、具体的な内容は何かと申しますと、新旧対照表の47ページをご覧くださいと思います。

47ページ、48ページ、49ページにまたがっておりますが、今回、緊急時モニタリングの計画を策定いたしまして、警戒事態等における環境放射線監視センターモニタリング班の組織と業務を47ページのように見直しております。また、1枚おめくりいただいて、48ページにありますように、施設敷地緊急事態が発生した以降の緊急時モニタリングセンターの組織と業務の規定を追加しております。こういった改定を地域防災計画に反映しようということでございます。

続きまして、3枚ペーパーの改定の理由の2つ目の○を説明させていただきます。

原子力災害対策特別措置法施行令の改正によりまして、特定事象として原子力事業者が通報する基準、それから内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を行う基準が見直されております。

この基準は、県が従来から緊急時モニタリングの開始時期の目安としていたものでございました。それが今回、先ほどご説明いたしました今年3月の緊急時モニタリング計画の策定でこれを反映させたところでございます。

あわせて、これらの基準は県の災害対策本部の配備基準の目安としておりました。これは新旧対照表の38ページをご覧くださいと思います。

38ページの改定前と改定後の赤字で記載してあるところでございますが、従来から通報基準や原子力緊急事態宣言基準の数値を使って県災害対策本部の非常体制第1で職員の5分の1が配備され、県災害対策本部の非常体制第2で職員の2分の1が配備される、こういった基準を設けており、先ほどの法施行令の改正に伴って基準が見直されましたので、それを今回、改定に盛り込もうというものでございます。

以上でございます。

○藤城部会長

ありがとうございます。どうぞ、ご質問、ご意見をお願いいたします。

○野村委員

指針の改正の話ですので特にコメントはないのですが、先ほど来、原子力発電所以外のUPZも決まることとなりますので、UPZでのいろいろな判断がモニタリングデータに基づくというのが福島事故後の大改定になっています。そういった意味では、モニタリング施設設備が機能するかどうかということが生命線になってきます。東日本大震災のときに、茨城県内のモニタリング施設設備がどの程度傷んだのかについてもきちんとレビューされて、複合災害の話が出てきましたが、そういったものにこれが機能しないと避難計画なり避難指示が出せませんので、そういった観点から、今後、施設設備の対災害性といったものについてきちんとやっていただくことと、もう一つは先ほどありましたように、こういったものが機能するためには、日頃からそういう訓練をきちんとやっておかないと

いけない。あるいは、それがちゃんと動くということも確認しておかなくてはいけないので、そういったところもぜひともこれから力を入れてやっていただきたい。

改定そのものについては、特にコメントはありません。以上です。

○藤城部会長

ありがとうございます。

○事務局

固定の観測局につきましては、委員からご指摘のありましたように、いわゆる電源の多重化、通信の多重化について進めてきているところでございます。

あわせて、今回、東海第二エリアにつきましては、国からもおよそ5キロを一つの目安としましてモニタリングポストを設置しなさいということがありましたので、昨年、一昨年と2年かけて46基を追加するとともに、可搬型を用意するとか、そういった対応をとらせていただいているところでございます。

あわせて、今後、先ほどから説明がありました試験研究炉と加工施設とございますので、それに向けたモニタリングの位置をどこに置くかとか、その検討を今やらせていただいていることと、あわせて訓練につきましても、この後モニタリング班の訓練も含めて、これは原子力規制庁との相談になりますが進めていきたいと考えております。

引き続き、ご指導をよろしくお願い申し上げます。

○藤城部会長

ありがとうございました。

特に、茨城県の場合は、非常に原子力施設がたくさんありますので、その辺きめ細かくモニタリングへの対応が必要だと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

他にいかがでしょうか。

この辺は国のモニタリングの方針が大きく変わったところで、これから実測ベースでやっていこうということで、今、野村委員がおっしゃられたように、その辺が的確になされませんとの確な防護措置がなかなかフォローできないと思います。よろしいでしょうか。

それでは、次の項目で関連するのですが、⑤放射性物質の拡散予測システムに係る記載の変更について、お願いいたします。

○事務局

それでは、⑤についてご説明させていただきます。

新旧対照表の22ページをご覧くださいと思います。

3枚ペーパーの改定案をまずご覧くださいまして、改定の理由のところでございますが、まず1つ目の○でございます。原子力災害対策指針の改正におきまして、防護措置の判断は、SPEEDI等の拡散予測に関する情報は活用せず、空間放射線量等により行うこととされまして、県に設置していたSPEEDI関連の機器も国の指示で既に撤去しておりますので、現在のSPEEDIを整備・維持するという記載は削除したいと考えてございます。

一方で、改定の理由の2つ目の○でございますが、今年4月の防災基本計画の改正では、拡散計算

を地方自治体の判断と責任により参考情報として活用することは妨げないとされました。これまで県では、円滑な避難行動をとるためにはあらかじめ放射性物質の拡散などを予測する情報を緊急時モニタリングや避難退域時検査の実施などに役立てたいということで、国に精度の高い拡散予測システムの構築を要望しているところでございます。

こういったことを踏まえまして、新旧対照表の22ページの改定後のところに記載してございますように、避難ルート等の検討や整備、緊急時モニタリング及び避難退域時検査の実施などには放射性物質の拡散予測の情報が必要であることから、支援・研修センターと連携して拡散予測システムの整備に努めるものとするといった文言を入れた改定案にしているところでございます。

以上でございます。

○藤城部会長

ありがとうございます。

ご質問、あるいはご意見がありましたらお願いいたします。

○野口委員

どうもご説明ありがとうございました。

私は全面的に茨城県の方針を支持したいと思います。大変結構だと思います。

危機管理という観点から考えると、実際に今のモニタリングの値がどうかということと同時に、将来どうなるかという予測を踏まえて考えるということは不可欠で、逆に言うとモニタリングだけで避難計画が成立するとは思えなくて、例えば、全ての事故が福島第一原発事故と同じような状況で進展するという前提に立てば、ある放射線の量が参考値になりますが、全く進展の仕方が違った場合には、急激に放射線量が増えるということもあり得るわけで、だから実測だけの一本槍でいくというのは危機管理からするととても考えられないと私は思っています。

そういう意味で、むしろ予測とモニタリングを併用すべきだと思っていて、そういうことをきちんと踏まえて県が準備されているということは大変結構だと思っていて、ぜひ進めていただきたいというのが僕の意見です。

ただ、拡散予測システムがあるということと予測ができるということは別なのです。技術者というのは、なるべく確実な結果を出そうとするわけです。しかも判断をする人も、もらうデータに対して確実性を要求するわけです。ところが、風向きがどう変化するかとか、放射線の放出量がどの程度変化するか不確実性がたくさんあるのです。そういう不確実性をシミュレーションの中にどう組み込んで、その結果をどう見るかという技術がないと予測はできないのです。

そういう意味で、シミュレーションシステムがあるということと予測ができるということは全く別問題とは言いませんが、シミュレーションソフトだけで予測ができるわけではないので、この技術とそれからシミュレーションをする人が、防災に使う予測とはどういうものかということも踏まえ、住民を守るという視点に沿ったシミュレーションと予測の判断とはどういうものかという意識の徹底をぜひしていただかないと、せっかくSPEEDIと違うものを使ってもまたSPEEDIと同じような格好になってしまう。私はSPEEDIだって、使いようによっては随分役に立つものだと思っています。福島第一原発のときにうまく使えなかったからダメだというのは随分乱暴な話だと思っています。そういう意味では県の方向性は強く支持しますが、ただ本当にモニタリングをきちんと参照にして動くということと、予測に基づいて事前に対応を決めるということは大事なけれども、

予測をすることに関しては、シミュレーションソフトだけあっても難しいこともあるということはお伝えしておきますから、ぜひ実効性を担保するように検討をお願いします。

○藤城部会長

ご意見ありがとうございます。

確かに整備するということですが、単に物を整備するだけではなくて、それをうまく使いこなせるような体制もあわせて考えるのは非常に大事だというご指摘だと思います。

○事務局

貴重な重要なお指摘をいただきましてありがとうございます。

この問題については、全国知事会の中とか、あるいは全国の原子力発電所を抱えるところの中でも複数の県からこれについて必要だという話が来ております。我々も先ほど避難退域時検査のお話を申し上げましたが、野村委員にご指導をいただきながら、我々は96万人という多くの人口を抱えておいて、次の次の対策を講じる上で、ある程度、予測というものを限られたマンパワーを集中する上でも必要だろうと考えてございますので、確かに使い方についてはこれからになると思いますが、その辺もまたご指導いただきながら進めてまいりたいと考えておりますので、ぜひともよろしく願い申し上げます。

○野村委員

今、私のお話が出てきましたので、一言申し上げます。

私も野口委員がおっしゃったことに賛成です。確かに、福島第一原発事故では、事故の進展予測ができない、それから放射性物質の放出量の予測ができないから、SPEEDIを過信するのはよくないという結論だったと思いますが、それは正しいと思います。

ただ、先ほども話がありましたように、例えば緊急時モニタリングをしっかりやりなさいとありますが、固定点のモニタリングに関しては、事前に設置してあるわけですからデータが得られるわけですが、それ以外にいろいろなところを走り回ったりして補強しなくてははいけません。そういったときに、限られた人数の中でどうやって効率よくやっていくかといったところについてはこういうシステムは役に立つと私は思っています。

それから、いろいろなところを測定したときに、データが足りなくて補完しなくてははいけないとか、そういったことに関しても拡散計算は役に立つというように私は思っております。そういった意味で、目的を明確にしてこういったものを使うということについては賛成します。

以上です。

○藤城部会長

どうもありがとうございます。他にはいかがですか。

○福長委員

予測のシステムというのは絶えず迅速さと正確さとのトレードオフの関係にあるのですが、ある種の値が計測されたときに、住民に広くそれを伝えるか伝えないのかといったきちんと公開をすることについての方針といたしますか、そういう基準については議論されないのでしょうか。例えば、

SPEED I の場合に、これはいろいろな議論があると思うのですが、住民に対して公開をしないではないか、隠したのではないかということも言われてしまうわけです。それも一つの情報の公開のあり方について大きな教訓を残したと思うのですが、こういったシステムを新しく導入されるときに、公開の仕方についての検討をきちんと行っておかないと、予測というのは冒頭に申しましたように迅速さと精度との間のトレードオフがありますから、そこをどうやって人々に計測されたデータを公開していくのかというきちんとした議論をしておかないと、いざというときにまた同じようなことになってしまわないかなという危惧を抱くのですが、その点、留意していただければと思います。

○事務局

今後整備に努めると、今回、案で書いたわけですが、正直、これに合わせて情報公開をどうするのかという議論はしておりませんでした。しかし、情報公開のあり方を決めておくことが不可欠であるというご指摘はごもっともでございますので、こういった整備の検討とあわせて、情報公開のあり方についても検討してまいりたいと思います。

○藤城部会長

よろしくお願いいたします。

この件についてはよろしいでしょうか。

基本的にはこれを進めていくという方向で、また、実施面でもいろいろなコメントをいただきましたが、それについての議論でございました。

それでは、次の項目に移ろうと思いますが、緊急被ばく医療マニュアルの改正に伴う改定の説明をお願いいたします。

○事務局

⑥についてご説明させていただきます。

3枚ペーパーの改定の理由でございますが、原子力災害対策指針の改正によりまして、原子力災害時に対応する医療機関の名称が変更されまして、あわせて関係者の役割等が規定されたところでございます。

こういった指針の改正を踏まえまして、県のほうで「緊急被ばく医療活動・健康影響調査マニュアル」を見直ししておりますので、その見直しの内容を地域防災計画に反映させようというものでございます。

左の主な改定内容、被ばく医療体制の見直しということで、名称の変更を新旧で書いてございますが、こちらにつきましては、新旧対照表の64ページをご覧いただきたいと思っております。

64ページを見ていただきますと、3枚ペーパーのほうにあります3つの区分の医療機関の名称がそれぞれ変わっております。

あわせて、②の原子力災害拠点病院における被ばく医療がございまして、ここで従来からの水戸医療センター、県立中央病院に筑波大学附属病院が追加になってございます。

また、その下の③高度被ばく医療支援センターにおける被ばく医療でございまして、ここで従来の放射線医学総合研究所に加えて、福島医大附属病院が追加になっているところでございます。

このような医療機関の体制の見直しを行い、緊急被ばく医療マニュアルの反映をしようというものでございます。

それから、3枚ペーパーの改正案の内容の2つ目のぼつでございますが、この内容は、新旧対照表の68ページ、69ページをご覧いただきたいと思います。

68ページの改定前のところを見ていただきますと、放射性物質の放出後のさらに県災害対策本部を設置した後の措置といたしましては、特に原子力発電所とそれ以外の施設を区別せずに措置を記載してございました。これを改定後は、68ページには原子力発電所以外の対応を、69ページには原子力発電所の措置を記載し、場合分けをしてございます。

69ページをご覧いただきたいと思いますが、具体的には、(ア)傷病者がいる場合の被ばく医療体制ということで、①PAZ内が避難区域になった段階、②原子力災害医療協力機関の全てが避難区域となった段階、③UPZ内全てが避難区域となった段階というように、当然、PAZ内、UPZ内が避難区域になった場合には、そこにある医療機関が使用できなくなりますので、そういった場合にはこの医療機関で対応するのかということをおあらかじめ規定しておこうというものでございます。

また、(イ)傷病を伴わない被ばく医療体制でございますが、こちらにつきましては、①の1行目にありますように、避難退域時検査でOIL4の基準値を超えた場合には、どこで、どういった検査をするのかをおあらかじめ規定しておこうというものでございます。

こういった内容を、73ページと74ページをご覧いただきたいと思いますが、68ページ、69ページで規定したような内容を73ページ、74ページのようなフロー図にしてあります。

こういった内容を改定案に盛り込みたいと考えてございます。

以上でございます。

○藤城部会長

ありがとうございます。それでは、ご意見ありましたらどうぞ。

○明石委員

まず、簡単なことからいきますと、名称のところなのですが、原子力規制委員会は、新しい協力医療機関、災害拠点病院、高度被ばく医療支援センターと3つの名前を出してつくっていたのですが、28ページを見ますと、初期医療と原子力災害拠点病院という言葉が残っていて、それから他の64ページ以降は原子力災害医療協力機関というふうに、以前の名前が残っているところと新しい名称を使っているところがあるので、もし意味があるとすれば、それについてお聞かせ願いたいということが第1点。

もう1点は、これは名称だけの問題なのですが、原子力災害拠点病院を複数つくる場合は、その中の基幹原子力災害拠点病院を置くというのも提案されているので、それが本当に必要かどうかは別にして、そういうお考えがあるのかどうかということ。

それから、3つ目は、原子力災害医療協力機関というのは、従来の初期被ばく医療機関に相当するものの、新しい考え方では各医療機関が幾つか提示されているどの項目を医療機関が担うかということをしちんと明示するという事になって、つまりA病院は避難所に人を派遣する。それからB病院は患者さんを受け入れるとか、そういうことがうたわれているのですが、その辺のところはどこに記載がされるのか、その3つについてご教示いただければと思います。

○事務局

第1点目の初期医療という言葉が残っていることに関しましては、平成28年の改正におきまして、

今まで初期被ばく医療機関と言っていた部分が、原子力災害医療協力機関という名称に変わり、なおかつ、そこは医療機関以外の部分も協力機関には含まれるということがございます。それで医療を行わない機関と医療を行う機関を区別するために初期医療という言葉は残してございます。ですので、ここではあくまでも傷病者を取り扱うということで、初期医療という名称を残してございます。

2点目の二次被ばく医療機関から原子力災害拠点病院に変わった部分につきましては、いずれも医療機関でございますので、原子力災害拠点病院という言葉が緊急被ばく医療マニュアル改定後も使わせていただいております。

○明石委員

原子力災害拠点病院を複数つくった場合に、その中の最も中心的な基幹原子力災害拠点病院を指定することが必要であればそういうこともできるとされているのですが、そういうことをされるのかどうかということはいかがでしょうか。

○事務局

原子力災害拠点病院の役割分担みたいな話でございますよね。

そうしますと、県立中央病院と水戸医療センターではそれぞれ得意分野がございますので、その患者さんの状況に応じて、こちらに行ったほうが良いという患者さんについては行っていただく。あと、筑波大学附属病院につきましては、UPZ外で原発から60キロぐらい離れている地域ですので、水戸医療センターとか県立中央病院が使えない場合の原子力災害拠点病院として機能していただくために、今回、増やしていただきました。

○明石委員

あと、協力機関病院はそれぞれ役割を明示するということが多分なっていたかと思うのですが、それはどこに記載されるのかということ。例えば、一つの病院に何でもかんでもやらせるということではなくて、どれかをきちんと自分の病院はやるということで指定を受けるということになっていたはずなのですが、その病院の役割を明示することになっていたかと思うのですがいかがでしょうか。

○事務局

今回の地域防災計画には、医療を行わない協力機関については明示しておりません。ですので、ここに載っています5カ所の協力機関につきましては、初期の医療を担う機関だけが地域防災計画には載っておりまして、それ以外に例えば筑波大学とか茨城大学とか、医療以外の協力機関は他にもございます。それは表面汚染検査を支援するとか、心のケアを支援するとかという機関ごとの役割分担は別なところで定めているということでございます。この地域防災計画に載っているのは、いわゆる傷病者を診ていただける初期医療の協力機関の名称しか記載されておりません。

○明石委員

もちろんそれでもいいのですが、基本的に医療機関であってもきちんと明示をして指定をするということになっているはずなので、多分、今までの初期被ばく医療機関というのは、近くにあることとか外来診療しかやらないとか、そういうことの反省をもって、どの病院がどの役割を果たせるのかということで協力医療機関を指定することになっているはずなので、名称を並べるだけではなくて、こ

の病院はこの役割を果たすとか、特に住民に関する部分についてはかなりいろいろな項目が提示されていたと思うので、住民に関わる部分は、救護所、避難所、その他いろいろな役割があるので、そこはきちんと明示されたほうが、ただ指定するだけということではあまり実効性がないような気がするので、ぜひそこはきちんと明示していただければ。明示するというか、各病院に対して、どの役割でお願いをするという項目を出すはずになっていますので、そこはぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

○事務局

これは平成 29 年 3 月 1 日付けで、茨城県としては 1 2 カ所の協力機関を指定ではなくて登録という形にさせていただいておりますが、その登録の名簿には、医療機関ごとの役割は明確になってございます。ですひ、各医療機関が災害時にはこういうことをやるということは一応別なところでは定めてございますひ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○藤城部会長

今お答えいただいたようなことは参考資料編には書かれていないひですか。

○事務局

実は、保健予防課でつくっています緊急被ばく医療マニュアルのほうにもそこまで詳細は記載がなく、基本的には医療を行う医療機関を中心に緊急被ばく医療マニュアルも策定させていただひ、災害時にはその役割に合った必要性に応じて県から要請するというような形になってございます。

○藤城部会長

今、コメントいただいたような実践に即しての注意点というのは非常に大事だと思ひますひ、何らかの格好で読めるような形にしておく必要があると思ひます。マニュアルに規定する形でもよいと思ひますひ。

○事務局

何分これも今年の 3 月に登録を開始したところでございますひ、今後、数も増やしていただけるということも考えていますひ、その中で大体決まった時点でお示しできるように検討したいと思ひます。

○事務局

地域防災計画の参考資料というひがありまして、来年度、こちらを見直すことにしておりますひ、こういった中にご指摘があったようなことを盛り込めないひかどうか、これを保健予防課とご相談して対応させていただきたいと思ひます。

○藤城部会長

よろしいひでしょうか。他にいかがひでしょうか。

○野口委員

緊急時の被ばく医療というのは地域防災計画でも非常に大事だと思っているのですが、まず質問ですが、73 ページとか74 ページに医療フローが載っているのですが、医療フローの時間的なシミュレーションみたいなことはやっていらっしゃるのでしょうか。例えば、汚染検査応急措置から二次汚染までには何時間ぐらいかかると思っているのかとか、そういう各フローに要する時間とか、逆にここまでしたいという目標等をお目持ちですか。

○事務局

ありがとうございます。

まず、73 ページにつきましては、あくまでも有傷病者を取り扱うフロー図となっておりますので、これは緊急を要していますので、時間的にはできるだけ早くというような流れになると思います。ですので、救急車等の搬送時間、医療機関での処置の時間、それ以外の時間はかからないというイメージで73 ページについては考えております。

74 ページにつきましては、一般の避難住民の方を想定させていただいておりますので、まずUPZ から避難されて、避難退域時検査場所まで行く時間が結構かかるかと思うのですが、検査の結果、40,000 cpmを超えたような方がいらした場合、一次除染で除染された方の場合は、基本的には避難所に行くことになるのですが、その後の甲状腺の内部被ばく検査については、必要に応じて避難所からそんなに日数がかからない間に来ていただいて検査をすとか、一次除染をしても汚染があって、除染がきれいな方については、すぐその場で次の二次検査の場所へ移動していただくというようなニュアンスで考えております。

○野口委員

ありがとうございました。

基本計画の段階で書けという気はないのですが、何を主張したいかという、できるだけ早くというのは計画ではないので、単なる願望なので、例えばどの程度の被ばく者が発生するかとか、そのときの医療機関の状況とか、キャパシティとか、そのときの災害状況によってずっと変わるので。それをどの程度の準備をしておけば県としてはよいと思っているかということに関しては、一応の目標時間を設定して、その目標時間に対してどういう状況だったらそれは可能で、どういう状況だったら難しいかというシミュレーションをして、必要な手を打つということをやっておかないと、今の状況に対してできるだけ頑張りますという精神論で終わってしまいますよ。

これは命に関わったり健康に関わったりすることなので、最悪の状況を考えると難しいこともたくさんあるのは承知しているのですが、でも、少なくとも防災医療に関しては、単なる希望や意見を述べるだけではなくて、実際のどういうことを目標に県としては準備するかということが非常に重要だと思っているので、必要に応じて予算措置もとらなければいけないし、そういうことを踏まえて、こういうものの実際のシミュレーションを一度やっていただいて、目標はそれをやってみないとわからないかもしれないですが、そういう手順を踏まれることを希望します。

2点目は、これは計画編の段階で少し検討いただきたいのですが、被ばく医療に係る機関のBCP（業務継続計画）の状況とか、その医療機関の医療に対する実効性の検証はどこかでやっておかないといけないので、県としては指定しました、やってくれると信じていましたけど、実はこんなことがあってダメでしたというわけにいかなくて、計画段階でも対象としている医療機関に対して何らかの災害時の医療の実効性に関するレベルというか状況を、どう見てどういう準備をしているかとい

うことをきちんと検証して災害医療の実効性を増加するという事は、書き方はお任せしますが、そういう事は計画にも盛り込んでおいたほうがいいと思います。

○藤城部会長

ありがとうございました。

その辺、事前準備、あるいは訓練に関連したようなご指摘だと思うのです。いかがでしょうか。

○事務局

重要なご指摘でございまして、私どもも保健福祉部と生活環境部で分かれているところがございまして、例えば、74ページの図でいきますと、一番上の避難退域時検査と書かれてございまして、ここについてはまさしくご指摘のとおり、かなり数多くの方々がここを通過することになりますので、そこをどういった形で効率を上げていくかというのは大きな課題だと我々も認識してございまして。

こういった観点から、今日おいでいただいておりますが、本年度、支援・研修センターのご協力もいただきながら、国が示したマニュアルと、ゲート型モニターというのがございまして、一番効率的な方法がとれるかということも、野村委員にご指導いただきながら、今、検討しておりまして、机上だけではなくて、そういったものを組み合わせながら、どういう対応でどういう体制をとっていくかについて、我々もそういった意識で進めているところでございまして。

○藤城部会長

よろしく申し上げます。他にいかがでしょうか。

それでは、一応、6つの項目についてのご意見、ご指摘、いろいろいただいたところでございまして、全体を通して、ご意見その他、もしありましたら。

○山田委員

一つ要望なのですが、先ほどSPEEDIのところ、県は拡散予測システムの整備に努めるということで、理由が国に要望していることを踏まえてということで、ただ国は基本的に使わないと言っていて、新たなシステム整備を求めても、多分、国は逃げてしまうと思うのです。これは要望したけれどもできなかったという話では多分すまなくて、そうすると全国知事会なり何なり地方自治体として強い意思でやらないと実現はできないと思うし、場合によっては地方自治体の予算でやるぐらいの気持ちがないとできないと思うので、努めるではちょっと弱気な発言でこれは整備すると書けないのですが、ただ意気込みとしては、そのぐらいの気持ちで臨んでほしいなど。要望したけどだめだったというのではすまないと思いますので、そこは要望です。

○藤城部会長

ありがとうございます。

○事務局

この件につきましては、先ほど説明がありましたとおり、どちらかというと国は自己責任でやることは妨げないといったスタンスに立たれているのです。これについては、幾つかの県で相当問題視されて、我々もそうなのですが、新潟県も含めてそこは今、強く言っているところでありまして、山田

委員おっしゃるようなある程度のところで見極めというのも多分必要になってくるのかなと私自身は思っていますが、その辺は他の県とも協議をしながら、心ある県と進めたいと思っております。

○藤城部会長

わかりました。本検討部会でもそれをやるべきだというご意見が出されましたので、ぜひとも積極的な対応をよろしくお願いいたします。

○事務局

承知いたしました。

○野口委員

全体を通して、ちょっと気になっているのが予測とか情報開示の件なのですが、ややもすると、予測というのはかなり高い精度の予測ができるというイメージがあるのですが、そうはうまくいかなくて、逆に高い精度の予測ができることは、どうなるかがわかっているで大ごとにはならないのです。大ごとになるときはいろいろな不確定要素があって、という現状をちゃんと踏まえて地域防災計画を立てるべきだと思います。

この前、北海道の大規模地震の可能性が7%から40%というふうに出されて、受け取るほうも結構戸惑っているところがニュースのコメントでもあったのですが、大体、予測ってそんなものなのです。そうすると、そういう不確かなものの中で市民の安全を考えたときに、どういう行動をとるかということとはちゃんとしておかないと、不確かさがあるので判断ができませんでしたというのはさすがに通らないと思います。

それから情報開示にしても、例えば、起こるとか起こらないとか言い切ることができない状況が結構あって、そういうときに情報開示するにしても、起こる可能性はありますとか、これはこうですとかいう言い方にならざるを得ないときがあるのです。でも、こういう言い方をしているのは実はどういうことかということ、事前に市民の方たちにちゃんと言っておかないと、そういうことが全くなしに情報開示のところだけ言い方を工夫してちゃんと意思を伝えようというのは無理です。

だから、県として、客観的な数値としては小さく出ているけれども、市民のことを考えたらこの段階でもやりますと。だから、例えば避難をしますとかしませんとか、そういう県の考え方と予測が、どういう考え方でどういう発表の仕方をする可能性がある。その意味はこういうふうを受け取ってくださいということに関しては、大変だと思いますが、事前にしつこくしつこく市民の方たちと共有しておかないと、実際の情報開示のテクニックだけではきっとうまくいかないと思います。従って情報開示は出すことだけではなくて、事前の準備をどうするかが非常に大事だと思っているというのが2点目です。ただそのためには、県の防災のほうで、不確かさと防災がどう向き合うかという内部の教育訓練がすごく大事で、そこをやっていただきたいということです。

3番目、これはお願いですが、今日の改定のポイントを見ていると、国が改善したことに関して迅速にきちんとやっていただくということに関しては大変ご苦労さまだと思っています。

ただ、できれば、国が変えたから県はこう変えただけではなくて、県としてもこういう議論をしてきてこういう検討をしたのだから、県としてはこうしますということもぜひ今後積極的に入れていただきたい。国は全国の状況を踏まえて確実なところから出していきますので、地域それぞれの特徴を考えたときに国と同じ歩調でいけるかどうかは必ずしも確実ではなくて、茨城県は茨城県の特徴

を踏まえて、必要なことは国に先駆けてどんどんやっていかないと、国が決まるのを待っているというのではちょっと厳しいかもしれない、茨城地区には日本の研究機関もかなり集まっています。かなり先進的な地域でありますので、先進性をぜひ活用していただいて、国に先駆けた防災社会ということで構築していただければと思います。これはお願いです。

○事務局

1点、事務局から補足させていただきますが、「拡散予測のシステムの整備に努める」と今回記載させていただこうと思っておりますが、現段階ではあくまでも防護措置そのものの判断には拡散予測システムは使わず、県災害対策本部の活動、つまり、緊急時モニタリングの実施場所、あるいは避難退域時検査の実施場所、こういった事前の予測をして有効に県災害対策本部の活動ができないかということに使用を考えておりますので、そういった意味では、開示そのものはしないという前提で考えておりました。

ただ、数値を行政が持っている、それを全く公開しないのかといったご指摘が当然出てまいりますので、この数値はどのようなふうに取り扱うのか、対外的に説明できるようにする必要があると考えますので、そういった検討はあらかじめしっかりしてまいりたいと思います。

○野口委員

私が言ったのは別にシミュレーションの予測の結果だけではないですよ。防災自体に不確かさがあるって、その不確かさと県の判断をどう市民に伝えるかということに関しては、事前の市民との共有が必要だということです。おわかりだと思いますが、そこはぜひよろしくをお願いします。

○藤城部会長

どうもありがとうございました。よろしいでしょうか。

○郷右近委員（代理）

2点あります。

議題には上がりませんでしたが、43ページの自衛隊の災害派遣要請のところについて、(1)の緊急時モニタリング実施時については、緊急時モニタリング計画に記述が移ったという認識でよろしいでしょうか。

○事務局

原子力災害対策本部、これは国の本部でございますが、これができると自衛隊への災害派遣要請は国のほうに移ってしまうので、ここは「知事は」という形になっていることから緊急時モニタリングは外したということでございます。いずれにせよ、緊急時モニタリング実施時の自衛隊への協力要請は、今度、国のほうから行うということになっています。

○郷右近委員（代理）

わかりました。2点目です。

地域防災計画の中で、自衛隊に対する災害派遣要請のところにもあるのですが、原子力災害につきましては普通の自然災害と違っていて、自然災害であれば施設学校長が災害派遣要請の受理者とあり

ますが、原子力災害につきましては、東部方面総監が受理するようになりますので、それだけは周知していただきたいと思います。

○事務局

了解いたしました。周知いたします。

○藤城部会長

その辺、よろしくをお願いします。他にありますか。

○藤原委員

全体的な感想になりますが、今日、改定案の議論をした項目の中に含まれる文言の中だけでも、例えば「県庁舎が使用できない場合」ということがさらっと1行で書かれているのですが、そういった場合でも、この中で扱っているのは県災害対策本部の移転だけなのですが、どのような形で県の機能を維持する計画があるのか、そんなことは今議論されていないのか、その辺はいかがなのですか。

○事務局

県災害対策本部の移転について、今回、改定案に盛り込もうということで提示させていただきましたが、そのほかの一般行政の業務が、活動をどこで、どれだけの業務量をどういった体制でこなしていくのかということについて議論はまだ全くしておりません。これはもちろん必要なことですが、現段階ではまだしていないということでございます。

○藤原委員

地域防災計画で、原子力以外のところは、何か災害が起きたときにそこに住んでいる住民の皆さんがどのような形で災害を克服して、本当に生き残っていくのか、生活を改善できるのかということの本気で議論しているのです。それと比べると、今日の原子力災害対策計画編は全く生活感が感じられない状況になっていて、どうするのかをしっかりと正面から向き合わないと、今後、災害が起こるか起こらないかわからないですが、いろいろなことを意思決定していかなければいけない局面に達したときに、この計画がどこまで役に立つのかまだ見えなかったもので、こういうコメントをさせていただきます。

○藤城部会長

ありがとうございます。

実際の実施に当たっての姿勢ですね。どういうふうな形でこれを実際に展開していくかということについてのコメントだと思うのですが。

○事務局

今ほど、藤原委員からのご指摘については、この計画の中では今回は触れていませんが、78ページにそういったことを想定して業務継続計画をつくって、それに基づいてやるのだということを入れておるのですが、その中身の議論がまだいっていないというのが実態でございます。ここはこれから鋭意努力したいと思っております。

○藤城部会長

よろしいでしょうか。

いろいろ議論いただきましたが、基本的にこの計画は、ある意味で枠組みを決めた形なのです。ですから、どうしても実際の実施に当たっての細目についてまだ検討が足りないようなところも今もご指摘をいただいたのですが、その辺はこれから要領なりマニュアルなり整備作業というのはこれから続くわけですので、その中でご指摘をうまく反映をさせるという形で県地域防災計画を進めていくことが大事だと思うのです。

そういった意味で、今日の議論でこの計画そのものについての大きな変更は、多少の字句の修正が必要なところもあるかもしれませんがその辺はむしろ事務局にお任せするような形にして、実際の実施に当たってのこれからの準備について、もちろん市町村との共同作業もいろいろあると思いますが、その辺のところここで議論していろいろ指摘していただいた内容を反映させていくという形で対応をするということによろしいでしょうか。

それでよろしければ、一応、今日の計画の検討としてはここまでの議論とさせていただいて、最終的には事務局でおまとめいただくということにしたいと思います。

○事務局

それでは、ご指摘いただいた点を踏まえて県地域防災計画案を修正するとともに、また計画の範疇に当たらないものについても、実効性などそういった確保のために数々のご指摘をぜひ有効に活用させていただきたいと思います。

○藤城部会長

それでは、計画案の検討ということではこれで一応終わりといたしまして、あとはその他の事項ということで、事務局にバトンをお渡ししたいと思います。

○事務局

大変貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

ご審議いただきたい事項は以上でございますが、今もお話しいたしましたとおり、今回の県地域防災計画の原子力災害対策計画編の改定案につきましては、本日いただきましたご意見などを踏まえまして、さらに内容を精査しまして来年3月の県の防災会議に諮りたいと考えております。

以上でございます。

○司会

それでは、長時間にわたりご審議をいただき、ありがとうございました。

以上をもちまして、茨城県地域防災計画改定委員会 原子力災害対策検討部会を閉会とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。